

## 酒類の加工証明申請書の記載要領

- 1 この申請書は、移出した酒類について、その移出後に加工を施したもの、例えば割水を行ってアルコール分を低下させたもの、移出時の容器と異なる容器に詰め替えたもの、商標その他包装を変更したもの等、移出酒類と同一であるかどうかの判定が困難であるものについて、これらの加工を行ったことにつき加工場所の所在地の所轄税務署長の証明を受けようとする場合に使用してください（法令解釈通達第2編第30条第1項関係の2《「その製造場から移出した酒類」の意義》参照）。
- 2 この申請書は、酒類の加工場所の所在地の所轄税務署長へ提出してください。
- 3 加工前の酒類の詳細については、酒類の移入年月日ごとに記入してください。
- 4 「その他参考となるべき事項」として、次に掲げるものを添付してください。
  - (1) 当該酒類が加工場所において割水・詰口を行った酒類であることが特定できる方法等（例えば、詰口場所について、ラベル等に表示されている場合であれば、ラベル等の見本を添付）
  - (2) 加工場所における当該証明に係る酒類以外の酒類の移入の有無についての加工者からの確認書